

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とする)

目 次

- ◇ 告 示 クリーニング師の研修の指定(生活衛生課)
- クリーニング所の業務に関する講習の指定(ク)
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示の先効(中小企業課)
- 保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)
- 開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 狩猟免許試験の実施(森林保安課)
- 狩猟免許の更新に関する適正検査等の実施(ク)
- ◇ 雑 報 第二種小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第四百七十六号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修(以下「クリーニング師の研修」という。)を

指定したので、次のとおり告示する。

なお、この研修の一部は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第八条の十七第一号に規定する講習(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。)である。

平成六年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三
- 二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会 場		受講予定人員
	名 称	所 在 地	
平成六年七月三日	倉吉体育文化会館	倉吉市山根五二九一二	二十五人

三 受講料

- 1 クリーニング師の研修及び特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を受講する場合 八千円
 - 2 クリーニング師の研修のみを受講する場合 五千円
 - 3 特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみを受講する場合 三千円
- なお、当該特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみを受講できる者は、平成四年度のクリーニング師の研修を修了したものに限り。

鳥取県告示第四百七十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成六年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三

二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会 場		受講予定人員
	名 称	所 在 地	
平成六年七月十日	鳥取市福祉文化会館	鳥取市西町二丁目三二一	百八十人
平成六年七月十七日	米子保健所	米子市東福原二丁目一四五	百七十人
平成六年七月三十一日	倉吉市農業協同組合	倉吉市越殿町一四〇九	百人

三 受講料 四千五百円

鳥取県告示第四百七十八号

次の届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の公示は、その効力を失ったので、同条第五項の規定により、告示する。

平成六年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社三幸	届出に係る建物の名称 丸合中山店	届出に係る建物の所在地 西伯郡中山町赤坂三四八一二
------------------	---------------------	------------------------------

鳥取県告示第四百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字椎ノ木坂一四七の五、一四八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第四百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中原字西谷東平九〇四の四・字野々段九〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第四百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十一月十四日 鳥取県指令受都計三一二第十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市葛蒲字籠山、字宮ノ谷、字赤蟹子谷、字水ツキ、字鳥居畷及び字深免並びに

服部字西石田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市戎町四七一

日本海信販株式会社

取締役社長 池原 昇

鳥取県告示第四百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十月五日 鳥取県指令受鳥土維第四百三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市正蓮寺字畷崎及び字下り井手

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市正蓮寺一二二一三

岡本 温

鳥取県告示第四百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年四月二十八日 鳥取県指令受倉土維第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市立川町五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市立川町五丁目二五六一

有限会社 碧水

代表取締役 増田 肇

鳥取県告示第四百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年一月十九日 鳥取県指令受倉土維第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字大瀬字金盛

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市伊木二八二一二

株式会社サンホーム

代表取締役 近藤 茂

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年六月七日

鳥取県公安委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	プロレス7	株式会社三洋物産
〃	セブンアップ	〃
〃	ラビットII	〃
〃	ホンセルハンII	〃
〃	スーパーボーンX	〃
〃	CRスーパーボーンII	〃
〃	カンライズI	株式会社三共
〃	フナーバーセブンチェリーI	〃

〃	アトミック	株式会社平和
〃	C R 福助 3	株式会社ニューギン
〃	黄門さん 2	〃

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成6年6月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験対象者
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第6条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	場 所
平成6年8月3日（水）	午前9時30分 から	米子市梳町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第4会議室ほか
平成6年8月25日（木）	午前9時30分 から	倉吉市東殿城町2 鳥取県中部総合事務所 第6会議室ほか
平成6年9月16日（金）	午前9時30分 から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁大会議室ほか

（注）受験申込みのときに受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適正試験（視力、聴力及び運動能力）
- (2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具及び鳥獣に関する知識）
- (3) 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

受験しようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料 4,300円（狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあつては、3,200円）
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。その場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成6年6月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者
鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成6年7月19日 (火) から同月22日 (金) まで	午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡 又は気高郡に住 所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成6年8月24日 (水) から同月26日 (金) まで	午前9時から	八頭郡郡家町大字宮谷 80 郡家町中央公民館	八頭郡に住所を 有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成6年7月25日 (月) から同月27日 (水) まで及び 同月29日 (金)	午前9時から	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所 大会議室	倉吉市又は東伯 郡に住所を者す る者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成6年7月18日 (月) から同月22日 (金) まで	午前9時から	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 講堂	米子市、境港市 又は西伯郡に住 所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成6年7月12日 (火) から同月14日 (木) まで	午前9時から	日野郡日野町根雨 140-1 鳥取県日野総合事務所 大会議室	日野町に住所を 有する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間
適正検査
4 講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性検査を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 更新申込手続
所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

6 申込期間

- 鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成6年7月11日(月) まで
- 鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成6年8月16日(火) まで
- 鳥取県倉吉地方農林振興局管内 平成6年7月18日(月) まで
- 鳥取県米子地方農林振興局管内 平成6年7月11日(月) まで
- 鳥取県日野地方農林振興局管内 平成6年7月4日(月) まで

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書に収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第9条第4項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成6年6月21日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年6月7日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 筈 篤

○ 法第9条第3項届出に係るもの

届出者の名称	第二種大規模小売店舗の名称及び所在地	現在の開店時刻	繰下げ後の閉店時刻	現在の休業日数	削減後の休業日数	閉店時刻の繰下げ等を行う年月日
株式会社	八光上後藤店 米子市三旗町39-2	午後9時	午後10時	/	/	平成6年10月1日
株式会社三幸	丸合皆生店 米子市皆生1728-1	〃	〃	/	/	〃
〃	丸合五石店 米子市福市1676	〃	〃	/	/	〃

〃	丸合東福原店 米子市東福原816-1	〃	〃	年15日	年12日	〃
株式会社 サンスタート 和 光	みのかやショッピング センター 米子市敷屋200-1	〃	〃	〃	〃	〃

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県
 【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】